

2013 年 8 月 16 日  
株式会社みずほ銀行

## **みずほ住宅ローン「ライフステージ応援プラン」の取扱開始について**

株式会社みずほ銀行（頭取：佐藤 康博）は、みずほ住宅ローン「ライフステージ応援プラン」の取り扱いを 2013 年 8 月 19 日（月）より開始いたします。

本プランは、お客さまのさまざまな“ライフイベント”（別紙ご参照、例えば働く女性の産休・育休時の収入減少や、子どもの進学による教育費支出増加等）により変化する家計収支に応じて住宅ローンの返済額を増減できる、新しいサービスです。

本プランのご利用を通じて、お客さまのライフステージがより安心して豊かなものになるよう、金融面から応援いたします。

みずほフィナンシャルグループは中期経営計画『One MIZUHO New Frontier プラン ～<みずほ>の挑戦～』を掲げ、“新しい金融”の姿を目指し、他に先駆けて、金融の新時代を切り拓くべく、<みずほ>一体となって取り組む」こととしております。本件を通じて、「サービス提供力の向上によるお客さまに選ばれ続ける金融グループ」の実現に向けて取り組んでいく所存です。

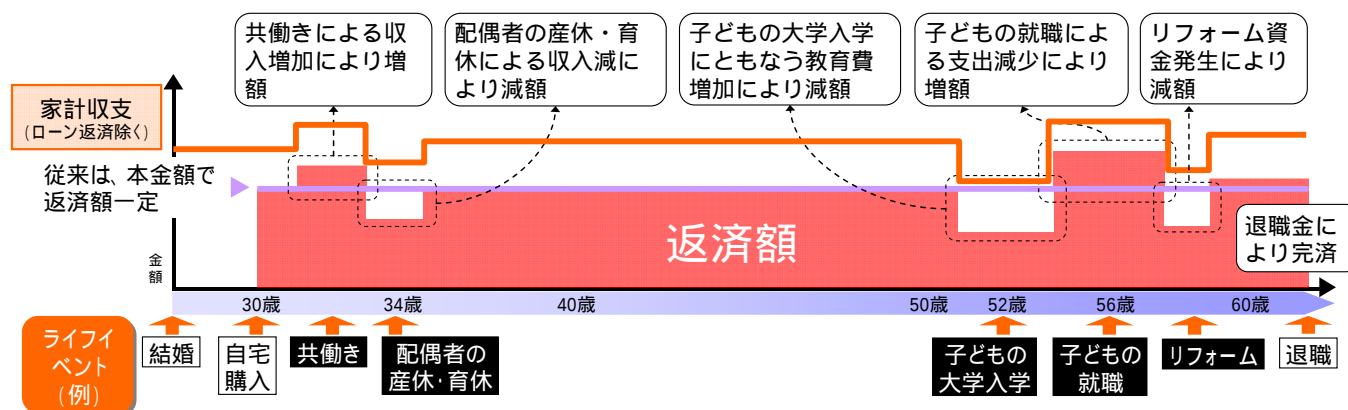
当行は引き続き、お客さまの多様なニーズにお応えするための魅力のある商品・サービスのご提供に努めてまいります。

以上

## 1.「みずほ住宅ローン ライフステージ応援プラン」の概要

本プランは、以下のとおり、“ライフイベント”に応じて変化する家計収支に対応して、住宅ローン返済額を増減できる新たなサービスです。みずほ住宅ローンをお借り入れされているお客さまがサービスご利用の対象となります。

### <イメージ図>



〔主なご利用要件〕以下の要件をすべて満たしていることが必要です。（ 1 ）

- ・“ライフイベント”が発生していること
- ・当初借入時より年収が減少していないこと（ 2 ）
- ・本サービスお申し込み時点で延滞のないこと

〔減額可能期間〕累計5年（1回あたり1年以内）（ 3 ）

- （ 1 ）要件を満たしていても、追加資料等を依頼することや、場合によってはご利用いただけない場合もございます。
- （ 2 ）みずほ銀行で当初お借り入れされた時点の年収と、本サービス申し込み時点の年収を比較し、年収が減少していないことが要件になります。
- （ 3 ）増額時には期間の制限はございません。

## 2. “ライフイベント”の具体例・・・支出が増加・減少する例

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 出産・育児   | ・ 本人もしくは配偶者の産休・育休・時短勤務         |
| 教育      | ・ 子どもの学費発生（予備校含む）              |
| キャリアアップ | ・ 本人もしくは配偶者の転職（次の就職先が決定している場合） |
| 住居      | ・ 自宅のリフォーム                     |
| その他     | ・ 子どもの就職 等                     |

以上